

法人税実務事例検討

その他有価証券のヘッジ目的で行った
信用売取引に係る時価ヘッジ処理の取扱い新日本アーンストアンドヤング税理士法人 顧問
税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

その他有価証券として区分保有された上場株式の価額下落リスクを軽減するために、その上場株式と同一銘柄の信用売取引をヘッジ目的で行った場合、その他有価証券を時価評価する時価ヘッジ処理の適用ができる。

事 例

当社（6月決算）は、取引先であるA社（上場会社）の株式を10,000株（帳簿価額10,000,000円）をその他有価証券として区分保有しておりますが、そのA社株式の価額下落リスクをヘッジする目的で、3月18日に、証券会社を通じてA社株式を信用取引で10,000株を2,000円で売り建てました。

また、A社株式は上場株式であることから、A社株式を時価評価することにより、信用売取引の評価損益と相殺する時価ヘッジ処理を適用することとしました。

なお、期末のA社株式の時価は2,500円でした。

【当社における平成25年6月期の会計処理】

信用取引みなし決済損	5,000,000円	／	信用取引未払金	5,000,000円
A社株式	15,000,000円	／	時価ヘッジ利益	5,000,000円
		／	繰延税金負債	4,000,000円
		／	その他有価証券評価差額	6,000,000円

I 本事例における法令等の検討**1 時価ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上**

内国法人が、売買目的外有価証券（法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 2 号《売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等》の売買目的外有価証券をいいます。）の価額の変動（期末時換算法により円換算する償還期限及び償還金額の定めのある外貨建ての売買目的外有価証券の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除きます。）により生ずるおそれのある損失の額（ヘッジ対象有価証券損失額）を減少させるためにデリバティブ取引等を行った場合（その売買目的外有価証券を期末時（デリバティブ取引等を事業年度終了の時までに決済していない場合）若しくは決済時（デリバティブ取引等を決済した場合）の時価により評価し又は期末時若しくは決済時の外国為替の売買相場により円換算する旨等を帳簿書類に記載した場合に限ります。）で、そのデリバティブ取引等がそのヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められるときは、その売買目的外有価証券の時価と帳簿価額との差額のうちデリバティブ取引等の利益額又は損失額に対応する部分の金額は、損金の額又は益金の額に算入されず（法法 61 の 7 ①）。

なお、時価ヘッジ処理の適用を受けるヘッジ取引の対象となるのは売買目的外有価証券に限られています（法法 61 の 7）。

2 時価ヘッジ処理の適用を受けるヘッジ取引の対象

時価ヘッジ処理の適用を受けるヘッジ取引の手段となるのは、法人税法第 16 条の 6 第 4 項に規定する次の取引とされています（法法 61 の 7）。

- ① デリバティブ取引
- ② 有価証券の空売り、信用取引及び発行日取引
- ③ 期末時換算法により円換算する外貨建資産等を取得し又は発生させる取引

3 時価ヘッジ処理の適用を受けるための帳簿書類への記載要件

時価ヘッジ処理の適用を受けようとする場合にはデリバティブ取引等を行った日において、ヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の帳簿価額を期末時若しくは決済時の時価で評価し又は外国為替の売買相場により円換算をした金額とする旨、その売買目的外有価証券及びデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする期間その他参考となるべき事項をヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の取得又はデリバティブ取引等の契約の締結等に関する帳簿書類に記載することが要件とされています（法規 27 の 9 ①②）。

4 時価ヘッジ処理における有効性判定

売買目的外有価証券の時価と帳簿価額との差額のうち、デリバティブ取引等の利益額又は損失額に対応する部分の金額の損金の額又は益金の額への算入は、デリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減

少させるために有効であると認められるときに行うこととなりますが、この有効であるか否かの判定（有効性判定）は、期末時及び決済時において、その期末時又は決済時のデリバティブ取引等の利益額又は損失額とヘッジ対象有価証券評価差額とを比較する方法により行うこととされています（法令 121 の 7 ①）。

このヘッジ対象有価証券評価差額とは、売買目的外有価証券のデリバティブ取引等を行った時の価額と期末時又は決済時の価額との差額（金利の変動、外国為替の売買相場の変動等の特定事由による売買目的外有価証券の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失の額のみを減少させる目的でデリバティブ取引等を行い、かつ、そのデリバティブ取引等を行った日にその旨を帳簿書類に記載した場合（特定事由ヘッジの場合）には、その特定事由に係る部分の差額）をいうものとされています（法令 121 の 7 ②）。

5 時価ヘッジにおけるヘッジが有効であると認められる場合

デリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合とは、デリバティブ取引等を行った時から当該事業年度終了の時までの間のいずれかの有効性判定において、次の割合がおおむね 100 分の 80 から 100 分の 125 までとなっている場合とされています（法令 121 の 8）。

- ① 売買目的外有価証券のデリバティブ取引等を行った時の価額（特定事由ヘッジの場合には、特定事由に係る部分の額）が期末時又は決済時の価額（特

定事由ヘッジの場合には、特定事由に係る部分の額）を超える場合 デリバティブ取引等の利益額をその超える部分の金額で除した割合

- ② 売買目的外有価証券の期末時又は決済時の価額（特定事由ヘッジの場合には、特定事由に係る部分の額）がデリバティブ取引等を行った時の価額（特定事由ヘッジの場合には、特定事由に係る部分の額）を超える場合 デリバティブ取引等の損失額をその超える部分の金額で除した割合

6 売買目的外有価証券の含み損益のうちデリバティブ取引等の利益額又は損失額に対応する部分の金額

時価ヘッジ処理により利益の額又は損失の額に算入する金額は、当該事業年度開始の日前にデリバティブ取引等を決済していない場合には次の金額となり、同日前にデリバティブ取引等を決済している場合にはないものとされています（法令 121 の 9）。

- ① 期末時の有効性判定において、上記 5 ①又は②の割合がおおむね 100 分の 80 から 100 分の 125 までとなっている場合 上記 5 ①又は②の超える部分の金額
- ② 期末時の有効性判定において、上記 5 ①又は②の割合がおおむね 100 分の 80 から 100 分の 125 までとなっている場合及び当該事業年度にデリバティブ取引等の決済（当該事業年度に売買目的外有価証券の譲渡をしている場合のデリバティブ取引等の決済を除きます。）をしている場合 上記 5 ①又は②の割合がおおむね 100 分の 80 か

ら 100 分の 125 までとなっていた当該事業年度終了の時の直近の有効性判定における上記 5 ①又は②の超える部分の金額

なお、この当該事業年度終了の時の直近の有効性判定には、デリバティブ取引等の決済の時の有効性判定も含まれることになります。

7 時価ヘッジ処理における時価評価差額の翌事業年度の処理等

当該事業年度（デリバティブ取引等の決済をした日の属する事業年度を除きます。）の損金の額又は益金の額に算入した、上記 6 ①又は②の金額は、翌事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、洗替処理を行うこととされています（法令 121 の 11）。

II 本事例における取扱いの検討

○ A 社株式の信用売取引はヘッジ処理が認められるか

(1) デリバティブ取引等がヘッジ目的で行われているか

貴社はその他有価証券として区分保有する A 社株式の価額下落による損失の額を減少させるために、デリバティブ取引等である信用取引を行っていることから、資産の価額の変動に伴い生ずるおそれのある損失を減少させるために取引を行ったものに該当することから、ヘッジ目的であると認められます。

なお、その他有価証券に区分された A 社株式は売買目的有価証券に該当しません。

(2) 帳簿書類への記載要件

貴社の保有する A 社株式は、資産の価額の変動に伴い損失の生じるおそれがあることから、信用取引の売り建てはヘッジ手段となります。そうすると、ヘッジ手段である信用取引を行った日に、ヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の帳簿価額を期末時（デリバティブ取引等の決済をしていない場合）若しくは決済時（デリバティブ取引等を決済した場合）の時価で評価する旨、その売買目的外有価証券及びヘッジ手段となるデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする期間その他参考となるべき事項をヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の取得又はデリバティブ取引等に係る契約の締結に関する帳簿書類に記載する必要があります（法規 27 の 9 ①②）。

(3) 時価ヘッジ処理における有効性判定

貴社が、ヘッジ手段である信用取引を行った時（3 月 18 日）から期末時（6 月末日）までのヘッジ対象である「A 社株式の価額の変動額」とヘッジ手段である「信用取引の時価等に係る変動額」の割合が 80 % から 125 % の間にあれば、そのヘッジ手段は有効である（法令 121 の 2）ことから、A 社株式の含み損益のうちその信用取引のみなし決済損益額に対応する部分の金額を利益の額又は損失の額に計上することになります（法 61 の 7 ①）。

ヘッジ対象である A 社株式（10,000

株)の3月18日の時価2,000円と期末時の時価2,500円との差額は5,000,000円となり、上記I 5②に該当します。

また、ヘッジ手段である信用売取引は、A社株式の売約定価格である2,000円と期末時の時価2,500円との差額▲500円に10,000株を乗じて計算された▲5,000,000円となります。

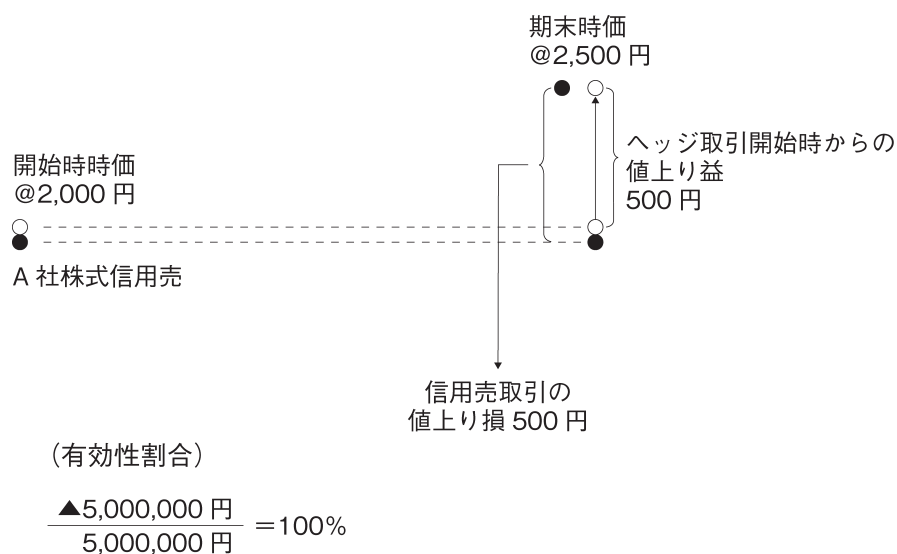
(注) 手数料等は省略しております。

したがって、貴社の場合、ヘッジ対象であるA社株式の価額の変動額が

5,000,000円であり、ヘッジ手段であるA社株式の信用売取引の時価等の変動額が▲5,000,000円であることから、上記I 5②のとおり、▲5,000,000円/5,000,000円=1.00となり、決算期末である6月末日のヘッジの有効性割合は100%になります。

したがって、ヘッジ対象であるA社株式につき、時価ヘッジの有効であると認められる部分の金額に相当する5,000,000円を計上することになります。

【概要図】



(貴社)

【平成 25 年 6 月期の会計処理】

信用取引みなし決済損	5,000,000 円	／	信用取引未払金	5,000,000 円
A 社株式	15,000,000 円	／	時価ヘッジ利益	5,000,000 円
			／ 繰延税金負債	4,000,000 円
			／ その他有価証券評価差額	6,000,000 円

【平成 25 年 6 月期の税務処理】

信用取引みなし決済損	5,000,000 円	／	信用取引未払金	5,000,000 円
A 社株式	5,000,000 円	／	時価ヘッジ利益	5,000,000 円

【税務修正】

繰延税金負債	4,000,000 円	／	A 社株式	10,000,000 円
その他有価証券評価差額	6,000,000 円	／		

〈貴社の申告調整〉

【別表 5 (1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	24・7・1 25・6・30	法人名	〇〇社
------	-------------------	-----	-----

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円
積 立 金	2			
A 社 株 式	3		10,000,000	▲10,000,000
繰 延 税 金 負 債	4		4,000,000	4,000,000
A 社 株 式 評 価 差 額	5		6,000,000	6,000,000

(注) A 社株式の会計上の帳簿価額 25,000,000 円と別表 5 (1)の▲ 10,000,000 円の合計金額 15,000,000 円が税務上の帳簿価額 (取得価額 10,000,000 円+時価評価益 5,000,000 円) に一致します。

〔参 考〕

貴社が A 社株式につき、取得価額と期末時価との差額のすべてを利益に計上した場合の取扱いを記載しておきます。なお、時価ヘッジ処理の有効性割合の判定は適正に行われ、有効性割合が 100%であることを確認したことを前提にしております。

(貴社)

【平成 25 年 6 月期の会計処理】

信用取引みなし決済損	5,000,000 円	／	信用取引未払金	5,000,000 円
A 社株式	15,000,000 円	／	時価ヘッジ利益	15,000,000 円

【平成 25 年 6 月期の税務処理】

信用取引みなし決済損	5,000,000 円	／	信用取引未払金	5,000,000 円
A 社株式	5,000,000 円	／	時価ヘッジ利益	5,000,000 円

【税務修正】

時価ヘッジ利益	10,000,000 円	／	A 社株式	10,000,000 円
---------	--------------	---	-------	--------------

大蔵財務協会 刊行書籍のご案内

図解シリーズ 好評発売中!

 本誌ご購入者は
 定価の 2 割引・送料当会負担

平成 25 年版

図解 法人税

図解 法人税

山下 孝一 編

B 5 判・900 頁
 定価 3,300 円
 (本体価格 3,143 円+税)

平成 25 年版

図解 源泉所得税

図解 源泉所得税

山下 孝一 編

B 5 判・560 頁
 定価 3,200 円
 (本体価格 3,048 円+税)

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03 (3265) 4141 FAX 03 (3264) 0524

〈貴社の申告調整〉

【別表 4】

所得の金額の計算に関する明細書		事業年度	24・7・1 25・6・30	法人名	〇〇社
区 分	①	総 額		処 分	
		留 保	社 外 流 出	配 当	そ の 他
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	円	円
減	減価償却超過額の当期認容額	12			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「15」又は「31」)	14		※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)	15		※	
	受贈益の益金不算入額	16		※	
算	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18			
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※	
	時価ヘッジ利益過大	20	10,000,000	10,000,000	

【別表 5 (1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	24・7・1 25・6・30	法人名	〇〇社	
I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分	①	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額		当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
		減	増	②	③	
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円	円
積 立 金	2					
A 社 株 式	3		10,000,000			▲10,000,000

(注) A社株式の会計上の帳簿価額 25,000,000 円と別表 5 (1)の▲ 10,000,000 円の合計金額 15,000,000 円が税務上の帳簿価額 (取得価額 10,000,000 円 + 時価評価益 5,000,000 円) に一致します。

(了)